

2019年 全国家計構造調査結果

= 環境生活部統計課 =

【 I 調査の概要 】

1 調査の目的

「全国家計構造調査」は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査である。

この調査は、昭和34年(1959年)の第1回調査以来5年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施したものであり、今回は通算で13回目の調査となる。

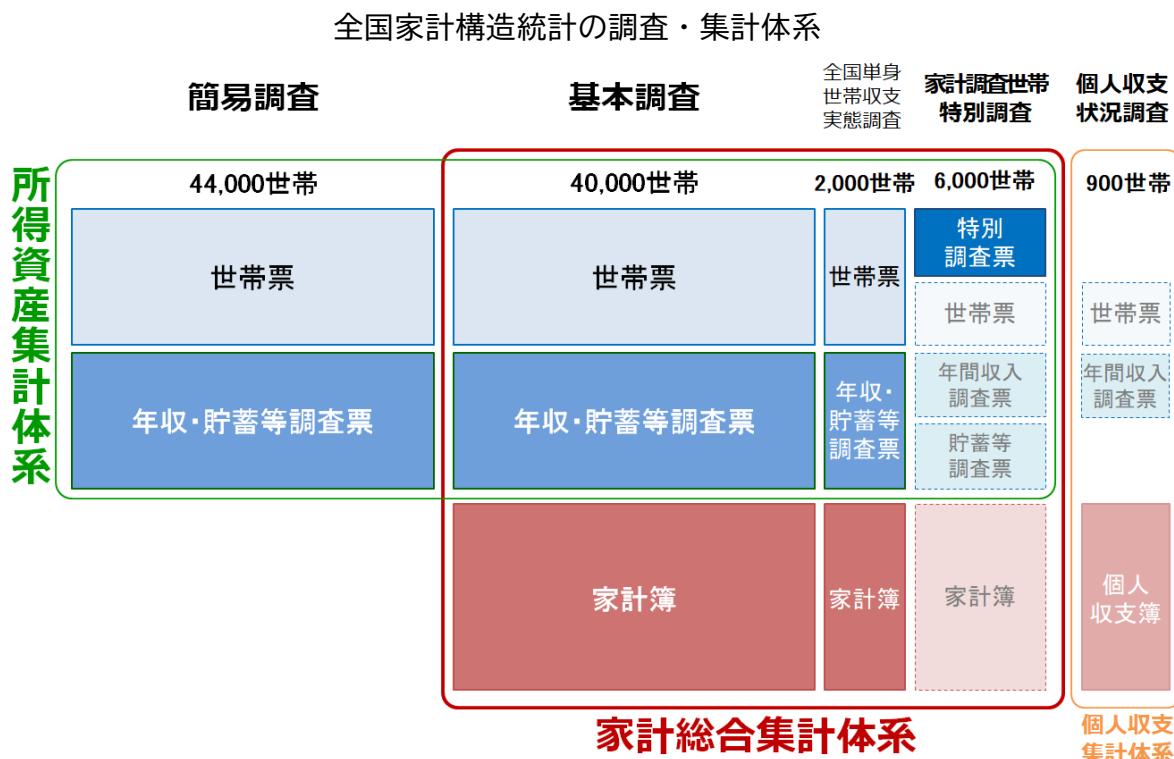
2 調査の法的根拠

統計法(平成19年法律第53号)、統計法施行令(平成20年政令第334号)及び全国家計構造調査規則(昭和59年総理府令第23号)(基幹統計調査)

3 調査の体系

調査は、基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査の四つの調査からなる(このほか、一般統計調査の「全国単身世帯収支実態調査」も活用した上で集計し、「全国家計構造統計」の結果としている。)。

各調査で用いた調査票の種類、調査対象数(概数)、集計体系は、下図のとおりである。



4 調査事項及び調査期日

調査票の種類	調査事項	調査期日
家計簿（10月分）	収入及び支出	10月1か月間
家計簿（11月分）	収入、支出、購入地域及び購入先	11月1か月間
世帯票	世帯、世帯員、住宅・土地 等	10月
年収・貯蓄等調査票	年間年収、貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項	前年11月～調査年当年10月の1年間 (貯蓄、借入金の残高については10月末現在)
個人収支簿	世帯員個人の収入及び支出	10月又は11月 (調査対象によりいずれか1か月間)

注 家計調査世帯特別調査については、家計調査の調査票（世帯票、年間収入調査票、貯蓄等調査票及び家計簿）に加え、家計調査では調査していない項目について「特別調査票」により補完することで集計に利用した。

5 岐阜県の調査対象

岐阜県においては、21市5町の約1,500世帯を対象として調査した。

<市町村調査の対象市町>

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、安八町、揖斐川町、北方町、坂祝町、御嵩町

6 調査方法及び調査系統

調査は次の系統により、調査員が受け持ちの調査世帯ごとに調査票を配付、収集及び質問することにより行った。



7 国における結果公表

- ・ 家計収支に関する結果 : 2021（令和3）年 2月
- ・ 所得に関する結果 : 2021（令和3）年 5月
- ・ 家計資産・負債に関する結果 : 2021（令和3）年 5月
- ・ 個人的な収支に関する結果 : 2021（令和3）年 5月
- ・ 年間収入・資産分布等に関する結果（ジニ係数、貧困率等）: 2021（令和3）年 8月
- ・ 年間収入・資産分布等に関する結果（上記以外） : 2021（令和3）年 10月予定